

令和4年会津美里町議会定例会8月会議

議事日程 第1号

令和4年8月15日(月)午前10時00分開議

諸般の報告

①説明員の報告(別紙のとおり)

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案の上程及び提案理由の説明

第3 報告第8号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

第4 報告第9号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

第5 報告第10号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

第6 報告第11号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

第7 報告第12号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

第8 議案第52号 令和4年度会津美里町一般会計補正予算(第3号)

第9 議案第53号 会津美里町立新鶴こども園既存園舎解体工事請負契約について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	洪井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	渡辺葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	根本謙一君
5番	山内豪君	13番	根本剛君
6番	長嶺一也君	14番	横山義博君
7番	村松尚君	15番	鈴木繁明君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

副町長	佐々木吉一君
総務課長	金子吉弘君
政策財政課長	國分利則君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	小林隆浩君
建設水道課長	鈴木明利君
こども教育課長	渡部雄二君
代表監査委員	小島隆一君

○事務局職員出席者

事務局長	児島隆昌君
総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

- 議長（横山知世志君） ただいまから令和4年会津美里町議会定例会8月会議を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
-

○諸般の報告

- 議長（横山知世志君） 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。
説明員の報告は、お手元に配付したとおりであります。
-

○会議録署名議員の指名

- 議長（横山知世志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、
2番 大 竹 惣 君
3番 渡 辺 葉 月 君
の両名を指名いたします。
-

○議案の上程及び提案理由の説明

- 議長（横山知世志君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より報告第8号から報告第12号まで、議案第52号、議案第53号の計7件であります。

お諮りいたします。本日は議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副町長、佐々木吉一君。

〔副町長（佐々木吉一君）登壇〕

○副町長（佐々木吉一君） 改めまして、おはようございます。本日、令和4年会津美里町議会定例会8月会議の開催に当たり、議員の皆様におかれましては、ご参集を賜り、ありがとうございます。本来でありますと、町長がここでご説明することとなりますが、8月6日に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が出まして、すぐに会津保健福祉事務所の指導により、8月15日本日まで自宅療養とい

う形になりました。町長に代わりまして、私のほうから本定例会にご提案申し上げます報告5件、議案2件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第8号は専決処分の報告であります。本件は、令和4年1月24日町内立石田地内において、除雪作業中道路脇に排雪した雪がJR只見線新鶴根岸間の立行事踏切付近の線路を塞ぎ、その影響により列車を遅延させる事故が発生いたしました。事故後相手方と交渉の結果、賠償金7万5,598円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第9号は、専決処分の報告であります。本件は、令和4年2月18日町内松沢地内において、除雪作業中除雪車の排土板が水路にかけられた石蓋に接触し、小屋のシャッターを破損させる物損事故が発生いたしました。事故後相手方と交渉の結果、賠償金50万9,300円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第10号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和4年3月28日町内永井野地内において、公用車を後進させる際、店舗の外壁を破損させる物損事故が発生いたしました。事故後相手方と交渉の結果、賠償金4万1,800円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものでございます。

次の報告第11号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和4年2月15日町内字高田甲地内において、除雪作業中除雪車を後進させる際、店舗の外壁を破損させる物損事故が発生いたしました。事故後相手方と交渉の結果、賠償金48万9,500円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第12号は、専決処分の報告についてであります。本件は、令和4年1月24日町内立石田地内で、除雪作業中除雪した雪塊が塀に接触し、破損させる物損事故が発生いたしました。事故後相手方と交渉の結果、賠償金13万185円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の議案第52号は、令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第3号）であります。新型コロナウイルス感染症及びコロナ禍における原油価格、物価高騰対策等に係る経費を見込み、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,643万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億7,628万5,000円とするものであります。

次の議案第53号は、会津美里町立新鶴こども園既存園舎解体工事請負契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（横山知世志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○報告第8号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第3、報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明いたします。

議案書1ページ、2ページ、併せまして提出案件資料1ページ、1段目を御覧いただきたいと存じます。本件は、令和4年1月24日町内立石田字三百苺地内において、除雪作業中道路脇に排雪した雪がJR只見線の新鶴根岸間立行事踏切付近の線路約100メートルを塞ぎまして、その影響によりまして列車を遅延させる事故が発生いたしました。その後令和4年6月17日相手方でありますH株式会社と列車遅延事故に係ります賠償金につきまして、7万5,598円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 1点だけお願いします。

このほかにも除雪作業中の報告案件が出ているわけですが、この第8号に関しては、物損ではなくて列車の遅延だということ、それから内容を見ますと、排雪した雪が踏切付近に線路を塞いだということです。これは、原因はどのように踏まえているのか。私はスキルの問題かなと、よく言われる2人体制でないがためにということはちょっと言いにくいところがあるなというふうに思っているのですけれども、どのような認識かまず伺いたいと思います。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長、鈴木明利君。

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

この作業中の事故ということでございますけれども、これはロータリー車によりまして排雪、路肩の拡幅をしているときの事故ということでございまして、このロータリー車については、大型のロータリー車を用いております。その際には運転する者、あとはシューターといまして、雪を飛ばす者というものの操作が2人体制でやらなければいけませんので、この作業についても2人で作業を行っていたということでございます。それでこのようなことになってしまったということでございますが、確かにシューター、雪を飛ばすほうの操作をしている作業員については、若干経験が浅いオペレーターということもございまして、飛ばす先を誤ってしまったということが原因でございまして、

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 過去にあったかどうか分かりませんが、そういうことも含めて、今本町には只見線が結構長い距離走っておりますので、こういうことは本当に過去には十分注意してやってこられたというふうに考えますと、未熟とはいえ、十分な注意が必要だったのではないかというふうに思います。未熟になればなるほど十分に2人体制の効果を発揮していただかなければならない、雪飛ばしのほうを任せて、自分は排雪し、その場所によっては当然こういうことも起こり得るということをやっぱり予期しながら、あるいは考えながら排雪もしなければならぬということだろうと思うのですけれども、その辺の指導はこの事故後どういうふうにしたのか、伺います。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） この事故後でございますが、事故がございまして、本人には十分注意してやるようにということで、簡単な注意しかしておりません。しかし、実際の作業に当たりましたは、高田、本郷、新鶴、各3地区ともに班長を中心に指示、統率がよくとれて作業もスムーズに行われているところでございます。あとは安全講習会ということで、12月除雪出動の際には、警察署員、そしてまた操作説明ということで、除雪機械のメーカーの方に講習を依頼しまして、講習会を開催して、事故防止等について注意喚起を促しているところでございます。今後につきましても、十分注意して作業をするようにということで、あらゆる面でそのようなところについて注意喚起を促していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 12番、根本議員。

○12番（根本謙一君） それは、通常の注意喚起であったり、講習会であったり、勉強会だと思えます。こういうことが起こった時点で、やはり情報共有は全体で図らなければならないという一つの留意点にすべきではないかというふうに思います。所管の認識がちょっと私は違うなというふうに今伺っていて思いました。本人に注意しただけですと、私はそれはちょっと違うと思っております。情報共有、これは起こり得ることだという認識で対処すべきではなかったかと。再度の答弁をお願いします。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいま情報の共有ということでございますけれども、確かにこの事故について、こういうことがあったよということで、皆さんに十分注意してくださいということで班長にはそのようなことは申し上げておりますが、本人も十分に反省しておったというところもございいます。その辺で各班でそういうふうな事故がないようにということで、徹底していただくということでお願いしているところでございます。

○議長（横山知世志君） 6番、長嶺一也議員。

○6番（長嶺一也君） 賠償金7万5,000円の内訳についてお聞きします。

任意保険と町一般財源の支払いの内訳、どのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 賠償金の内訳でございますが、これにつきましては、町のほうで任意保険に加入しておりますので、その任意保険から補填される金額が全てでございます。

○議長（横山知世志君） 6番。

○6番（長嶺一也君） 分かりました。

○議長（横山知世志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ないようでありますので、質疑なしと認めます。

これをもって報告第8号を終了いたします。

○報告第9号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第4、報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明申し上げます。

議案書3ページ、4ページ、併せまして提出案件資料1ページ、2段目を御覧ください。本件につきましては、令和4年2月18日町内松沢字南通地内におきまして、除雪作業中除雪車の排土板が水路にかけられました石蓋に接触いたしまして、その衝撃で石蓋が小屋のシャッターに飛散し、破損させる対物事故が発生いたしました。その後令和4年6月20日相手方であるA氏と対物事故に係る賠償金につきまして、50万9,300円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

9番、渋井清隆君。

○9番（渋井清隆君） 1点だけお聞かせください。

賠償金の50万9,300円というかなり大きな数字が上がっています。そうしますと、シャッターの面積というか、大きさがあると思うのですが、シャッター全体が駄目になったということでしょうか。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長、鈴木明利君。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまのご質問ですが、シャッターの全面を修理したということでございます。

○議長（横山知世志君） 9番、渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうすると、これはメーカーの違うものを使えばあれでしょうが、シャッターの上の巻上機とか、脇の柱、支えるもの、間に入っているかどうか分かりませんが、それには異常はないと思うのですが、全体が枠組みから交換しなくてはならなかったということなのか、お聞かせ願いたい。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまのご質問でございますけれども、この議会前に現場を確認してまいりましたが、そこまで確認してきておりません。全面について修理されたというところを確認をしてきましたが、上の巻上機のところまでの確認はしておりませんで、そこまでの修理内容については申し訳ございませんが、今ちょっと把握していないところでございます。

○議長（横山知世志君） 9番。

○9番（渋井清隆君） 保険で払うことはいいのだけれども、やはり何事もそうだけれども、完成時期になればやはり施工前、施工中、施工後の写真とか、目視の確認とか、そういうのをやった上で、確かにこれ物損事故だから保険会社が対応します。だから、全部物損事故だから対応するからいいのだというような安易に考えて、運転とかそういうのをやられると困るものだから私は言っているのだ。ですから、きちんとした金の多寡ではない、そういうことの確認行為をやらないと、いろんなところの庁舎の問題もそうだし、全部そういうところにみんなぶつてきている。そういうところをもう少し重視していただいて、今後やっていただきたいと、それだけ申し上げておきます。回答はいいです。

○議長（横山知世志君） 12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） まず、今同僚議員の質疑の中で、シャッターですけれども、50万何がし、約51万ということになりますけれども、これ相当の修繕費です、私も直近経験ありますけれども。相当大きいものを修繕されたのかなと、破損させてしまったのかなと、ちょっとびっくりしているのですけれども、やはり事故当時の写真、これは明らかにやっぱり節目、節目でしっかり確認するという作業はぜひやっていただきたい。

それから2点目ですけれども、これは1人体制だったかなというふうに推測しますけれども、そのほかの11号、12号についても、1人体制だったか2人体制だったか、それも含めて今後説明していただきたいと思います。それによる事故の防ぎ方というのは、当然あったかなというふうに思います。過去の質疑の中で、いわゆる2人体制していける方向性でいくべきだという話でたびたび質疑応答あったと思います。幾ら募集をかけても人が集まらないとかなんとか、そういう言い訳ではなくて、ではどうするかという次善策あるいは対応策をしっかり整えるべきだというふうに思います。その辺の認識をどのようにお持ちか、伺いたいと思います。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） まず、1点目でございますが、確認作業についてということでございますが、実質確認作業ということで今回についても事故後の確認ということで、行って見たところでございますが、細部にわたる確認作業というところまではしていなかったというところでございます。今後については確認作業の徹底ということでしっかり行っていきたいと思います。

それで2点目の1人かどうかということでございますが、今回の作業につきましては、1人で作業をしていたというところでございます。事故の防ぎ方ということでございますが、時間については、今回の作業は午前3時に実施している作業中ということでございまして、大雪のときに作業をして、若干やっぱりライトだけではちょっと見えにくかったのかなというふうに思っております。そこで、2人体制というところではありますが、2人体制というところでは言い訳しかないというふうなお話でございますが、実際募集をしております。そこに対して皆さん応募してくださいということで例年除雪作業をしていただいている方については、継続的にお願いをしているところでございますが、新規の作業をしてくださる方について、今年度においては免許の取得について補助と申しますか、助成金を出して、それで育成をしていくというところも今年度については行っておるところでございます。そういうことも行っておりますし、以前あった定年制については、65歳で定年というようなことも以前はあったのですがけれども、平成29年からはその辺もオペレーターの人材不足ということで、撤廃をしまして、それで皆さんにお願いしているというところでございます。今後作業に当たっては、十分に注意をまいりますし、オペレーターの確保についても一生懸命努力をまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 対策いろいろ考えられると思うのです。採用の際の環境整備、条件整備も含めて、いろんなことを町独自で考えてもいいと私は思っています。そこは柔軟に考えていくべきではないかなというふうに思います。昨年は豪雪でひどかったという話も理由の一つによく出されるのですけれども、それは当然想定内のことであって、そういう積雪がすごいときは、なおさらのこと2人体制でやるという、そういう特異な対応も当然考えていくべきだと。考えられることは、可能な限り考えて対策を打つと、機敏に対応していくという、そういう姿勢が私はとても大事ではないかなというふうに思います。賠償額が保険で全て賄えるか改めての持ち出しはないというようなことは考えていないでしょうけれども、そういうことは別にして、やはりこういう事故は極力避けていくという基本的なところでしっかり対応していただきたいなというふうに思いますけれども、再度のご答弁お願いします。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは1点目、採用についてということでございますが、町独自

の考え方というところではありますが、採用については、当然町独自に定年を撤廃したり、あとはそういう助成金を出してというところで、いろいろ試行錯誤しているところがございます。そしてまた、昨年は豪雪ということで、理由にならないということでございますが、当然そうだと思いますが、一生懸命オペレーターのほうも夜中から出て道を空けると、町民の安全確保、そしてまた交通手段の確保のために皆さん早朝より出勤してやっているという中で、確かに道を空けなければならないというところで、個人的に焦りも出てくると思います。そういう焦りの中で作業をしていくというところで、事故等が発生するという負の連鎖ですか、そういうところもあると思います。その辺に対する私の管理者としまして、その配慮も足らなかったのかなというふうに思いますし、その辺についても反省すべきという点だというふうに私も思っております。

そして、2人ではなくて今のところ2人体制は無理というところございましたので、そのためにバックモニターの設置とか、あとはドライブレコーダー等々について、新車については設置するというところに対応していくというところで、できる限りのところの対応をしてみたい。あとは賠償金、保険だからというところは一切ございません。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ないようでありますので、質疑なしと認めます。

これをもって報告第9号を終了いたします。

○報告第10号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第5、報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明申し上げます。

議案書5ページ、6ページ、併せまして提出案件資料1ページ、3段目を御覧ください。本件は、令和4年3月28日町内永井野字下川原地内におきまして、公用車を後進させた際、車両右側後方を店舗の外壁に接触し、破損させる対物事故が発生いたしました。その後令和4年7月11日相手方でありますF株式会社と対物事故に係る賠償金につきまして、4万1,800円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第10号を終了いたします。

○報告第11号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第6、報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明申し上げます。

議案書7ページ、8ページ、併せまして提出案件資料1ページ、下段を御覧いただきたいと存じます。本件は、令和4年2月15日町内字高田甲地内において、除雪作業中除雪車を後進させた際、車両左側後方を店舗の外壁に接触し、破損させる対物事故が発生いたしました。その後令和4年7月21日相手方である有限会社Sと対物事故に係る賠償金につきまして、48万9,500円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

14番、横山義博議員。

○14番（横山義博君） まず、先ほどの質問でもあったのですが、要はバックのときに接触事故等があるわけですが、除雪車は特に。それをある程度回避するために、2人乗車が見込まれるわけですが、なかなか人員が足りない。それで、バックモニターをつけて大分台数は使っていると思うのですが、この事故はバックモニターはまずついていなかったのか、その辺をお聞かせください。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長、鈴木明利君。

○建設水道課長（鈴木明利君） 今回の事故につきましては、複数人で除雪作業をしておりました。この作業は上町の駐車場の除雪作業、そこをしていた際に起こったものでございまして、ぎりぎりまで作業をしようということで、誤ってバックをした際に建物に接触してしまったということを報告を

受けております。バックモニターはついておりましたし、後ろのほうで誘導するオペレーターもいたところでございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 14番。

○14番（横山義博君） 今言ったように、モニターはついてたと、それから複数で誘導員いながらやっているのに、後ろに下がり過ぎたなんていうのはあり得ない話です、これは。不注意の何物でもありません。要は、先ほどからいろいろ出していますけれども、保険金で全て支払うというふうな、結果的になるわけです。ですから、そういうふうなことを考えれば、安易な状態で除雪をしていたのではないかというふうに思われるわけです。ですから、なかなか言いにくいでしょうけれども、やっぱりその辺はきちんとこういう事故があったときにはきちんと指導すべきです。まして各3か所の除雪センターには責任者を置いて班長等もおります。こういうふうに排雪するときには、必ず責任者のような人を立てて旗を振ってやっているわけです。それにもかかわらずバックしてぶつめたなんて何事かということです。やっぱり町としては、町民の財産を守るという話で全てやっているわけですが、除雪するにしてもそうです。ただし、細心の注意を払ってやらないと、また除雪かというふうな形になるわけです。あとは、任意保険掛けてやっているでしょうけれども、保険金の値上がり云々もあるのではないかという想定はできるわけですが、細かいことまでは分かりませんが、そういうものを頭に置いて指導すべきはきちんと指導していかないと、同じような事故が繰り返すというふうに思いますので、見解をお願いします。指導的立場ですから、町長さんいらっしやらないので副町長をお願いします。

○議長（横山知世志君） 答弁、副町長、佐々木吉一君。

○副町長（佐々木吉一君） 横山議員おっしゃるとおりもつともだとは思いますが。担当課長も事故のたびにそれなりにオペレーターのほうには注意はしていると思えますけれども、根本的にやはり横山議員おっしゃった保険金で何とかなるから、自分は腹が痛まないからとかいうような考え持っているオペレーターはいないとは思いますが、そこを再度最終的に町民の方の税金でもって保険料を払うのだよと、事故が多くなれば当然保険料が上がる可能性もあるというようなところまで事細かな形で今年度指導していきたいというふうに考えておりますので、ご理解していただきたいと思えます。

○議長（横山知世志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ないようでありますので、質疑なしと認めます。

これをもって報告第11号を終了いたします。

○報告第12号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第7、報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定める

ことについて)を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明申し上げます。

議案書9ページ、10ページ、併せまして提出案件資料2ページ、上段を御覧いただきたいと存じます。本件につきましては、令和4年1月24日町内立石田字四百苺地内におきまして、除雪作業中除雪した雪の塊が塀に接触いたしまして、破損させる対物事故が発生いたしました。その後令和4年7月21日相手方でありますC氏と対物事故に係る賠償金につきまして、13万185円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第12号を終了いたします。

○議案第52号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第8、議案第52号 令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、國分利則君。

〔政策財政課長（國分利則君）登壇〕

○政策財政課長（國分利則君） それでは、議案第52号 令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

予算書と併せまして、提出案件資料3ページから8ページ、提出案件参考資料1ページから4ページを御覧いただきたいと存じます。なお、今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策及び原油価格や物価高騰に直面する生活困窮世帯や事業者に対する支援、また学校給食への支援等について補正するものでございます。なお、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、事業の概要を提出案件参考資料として添付させていただいております。

それでは、予算書の表紙を御覧いただきたいと存じます。まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,643万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億7,628万5,000円とするものでございます。

それでは、内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。3枚おめくりいただきまして、3ページを御覧いただきたいと存じます。歳入でございます。まず、15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金355万9,000円の補正増につきましては、物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業補助金でございまして、コロナ禍における原油価格、物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯等の生活支援として、助成金を1世帯当たり7,000円を支給するため、新たに計上するものでございます。

次に、4目農林水産業費県補助金2,155万6,000円の補正増につきましては、新規就農者経営発展支援事業補助金でございまして、国の制度改正によりまして、パイプハウス及びかん水設備に対しまして補助金を交付するため、増額するものでございます。また、肥料高騰緊急対策事業補助金につきましては、コロナ禍における原油価格、物価高騰等の影響により、農業経営に支障が生じている農業者に対し、肥料費の一部を助成するため、新たに計上するものでございます。

次の18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金4,132万円の補正増につきましては、今回の補正予算におきます一般財源の不足額を調整するため、増額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。4ページを御覧いただきたいと存じます。まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6万2,000円の補正増につきましては、市町村職員共済組合負担金でございまして、農業生産力強化支援事業に係る会計年度任用職員を新たに雇用するため、増額するものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,117万9,000円の補正増につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業でありまして、提出案件資料4ページ、併せまして提出案件参考資料1ページを御覧いただきたいと存じます。参考資料のほうでご説明いたします。事業名、総合福祉支援事業でございます。事業概要でございますが、コロナ禍における原油価格、物価高騰に伴い、会津美里町内で在宅生活する生活困窮世帯への影響を緩和するため、電気やガスなど光熱費等を支援することにより、生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としまして、物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援助成金を交付するものでございます。支援の対象といたしましては、令和4年6月1日現在町内に住所を有しまして、世帯全員が令和4年度の町民税が非課税である世帯、ただし市町村民税均等割が課税されているものの扶養親族のみで構成されている世帯もしくは当該町民税非課税世帯の世帯員全てが社会福祉施設等に入所または入居している世帯を除くものでございます。支援内容でございますが、1世帯当たり7,000円を助成するものでございます。なお、事業の期間としまして、令和4年9月1日から同年12月31日までとし、事業費といたしましては、事務費を含めまして1,117万9,000円を計上するものでございます。

予算書4ページにお戻りいただきまして、4目高齢者福祉費でございます。390万3,000円の補正増につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和4年度の敬老会を中止をいたしまして、代替事業として敬老会案内対象75歳以上の高齢者の方に記念品を配布するため、7節のイベント謝礼から5ページに参りまして、上段の13節の放送設備借上料までそれぞれ記載のとおり計上するものでございます。

次に、5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費138万2,000円の補正増及び3目農業振興費2,033万9,000円の補正増につきましては、提出案件資料6ページ、提出案件参考資料2ページを御覧いただきたいと存じます。なお、新型コロナウイルス感染症対策事業が含まれておりますので、参考資料にてご説明いたします。事業名、農業生産力強化支援事業でございます。事業概要でございますが、コロナ禍における原油価格、物価高騰に伴い、肥料費高騰の影響を受けている農業者を支援するため、水稲作付及び水稲から転作を行っている農業者に対しまして、肥料費の一部を助成するため、肥料高騰緊急対策事業給付金を交付するものでございます。支援の対象といたしましては、営農計画書を提出し、水田に水稲または水稲以外の転換作物を30アール以上作付をいたしまして、出荷販売している農業者とするものでございます。支援の内容でございますが、水田に作付している対象作物の面積に応じ交付するものであり、水稲の場合10アール当たり500円を、水稲以外のものを作付した場合10アール当たり1,500円とするものでございます。事業の期間としましては、令和4年9月1日から翌年3月31日まで、事業費といたしまして、人件費及び事務費を含めまして1,846万7,000円を計上するものでございます。なお、この人件費につきましては、先ほど説明いたしました2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6万2,000円の補正増が含まれるものでございます。

予算書5ページにお戻りいただきたいと存じます。3目農業振興費、18節の新規就農者経営発展支援事業補助金につきましては、歳入でご説明いたしました新規就農者経営発展支援事業補助金でございます。国の制度改正によりまして、パイプハウス及びかん水設備に対して補助金を交付するため331万6,000円を増額するものでございます。

次に、6ページを御覧いただきたいと存じます。6款商工費、1項商工費、1目商工振興費2,700万円の補正増につきましては、中小企業等経営継続支援給付金でございます。これは新型コロナウイルス感染症対策事業であります。提出案件資料の7ページ、提出案件参考資料3ページを御覧いただきたいと存じます。参考資料にてご説明申し上げます。事業名、商工活性化事業でございます。概要でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少し、経営の安定に支障が生じている事業者の事業継続を支援するため、令和3年の年間売上高と令和2年または令和元年の年間売上高を比較いたしまして、100万円以上減少している中小企業等に対して、中小企業等経営継続支援給付金を交付するものでございます。対象といたしまして、町内に事業所を有する中小企業、個人事業主でありまして、170事業者を予定してございます。なお、本事業は令和4年度の当初予算において計上しております。当初125事業所を見込んでおりましたが、申請件数が伸びていることから、45事業

分を増額するものでございます。支援の内容でございますが、令和3年と令和2年度、令和元年度の年間売上高を比較いたしまして、100万円以上減少している事業者に対しまして、売上高の減少額に100分の10を乗じて得た額を支給するもので、100万円を限度とするものでございます。事業の期間は、令和4年6月1日から8月31日まで、事業費といたしましては2,700万円を増額いたしまして、事業費の総額1億200万円とするものでございます。

予算書6ページにお戻りいただきまして、9款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費257万円の補正増につきましては、賄材料費でございます、新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。提出案件資料8ページ、提出案件参考資料4ページを御覧いただきたいと存じます。参考資料のほうでご説明いたします。事業名、学校給食センター管理運営事業でございます。概要でございますが、コロナ禍における原油価格、物価高騰に伴い、学校給食費賄材料費の高騰に対し、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食を提供するため、保護者負担を増やすことなく、学校給食費の一部を支援するものでございます。支援の対象といたしましては、学校給食費を支払う小中学校の児童生徒の保護者等とするものでございます。内容でございますが、令和4年5月に総務省統計局が公表いたしました福島県の食料の消費者物価指数を基に推計いたしました物価高騰相当分を3.3%食材購入により支援するものでございます。事業の期間としまして、令和4年8月25日から翌年3月31日までと、事業費といたしまして257万円を計上するものでございます。

次に、予算書のほうにお戻りいただきたいと存じます。6ページの次のページからは人件費の内容でございますので、御覧いただきたいと存じます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

2番、大竹惣議員。

○2番（大竹 惣君） それでは、歳出の5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の肥料高騰緊急対策事業給付金について伺います。

こちらなのですけれども、支援対象が30アール以上の作付で、例えば支援内容として、水稻が10アール当たり500円ということであると、例えば30アールで水稻ですと1,500円ということになります。例えば1町で5,000円ということなのですけれども、この金額の給付を受け取るために、農家がどれだけ手間をかけられるかというところが少し心配であります。したがって、この給付を受ける際の提出物の簡略化が必要だと思っておりますけれども、実際この給付を受ける際に必要となる提出書類はどのようなものを考えているのかを伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

この受け取るための手間ということなのですが、これにつきましては、A4判1枚程度の申請書と

ということで、内容的にも営農計画書というのがありますので、そういったものを必要なところは申請書のほうにあらかじめプリントしたような形で、農家の皆様にはできるだけ手間をかけないような形で進めたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 2番、大竹議員。

○2番（大竹 惣君） ありがとうございます。今の説明ですと、なるべく給付を受けやすいように環境を整えているということだと感じましたので、これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（横山知世志君） 14番、横山義博議員。

○14番（横山義博君） 同じく農林水産業の農業振興費の中で、新規就農者経営発展支援事業補助金についてお尋ねをいたします。

この事業の内容については、パイプハウスとそれからかん水ということですが、新規就農者のいつまで、結局今年新規就農した人からなのか、新規就農と認定されている間中にそれを使えるのか、まずそれを教えてください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問にお答えいたします。

認定新規就農者となられまして5年間、こういったこれは国の補助事業のメニューの一つなのですが、5年以内は利用できるということになっております。

○議長（横山知世志君） 14番。

○14番（横山義博君） 期間が新規就農してから5年間ということで、例えば新規就農したときに、パイプハウスを建てたと。その後に井戸掘って水をあげたいというような場合は該当になるのですか。

○議長（横山知世志君） もう一度お願いします。

○14番（横山義博君） 新規就農、新しく始めた、どこかで研修をして一、二年後には自分で始めるといった場合に、例えばパイプハウスを建てる、同時にかん水設備を入れるということになれば事業費がかなりかかります。ですから、最初パイプだけでと、それからその後にその場所にかん水設備を一、二年後でも二、三年後でも入れたいというふうなことであれば、同一事業の中に2つの事業が入るわけです。従来ですと、なかなかその辺が難しかったのですけれども、それでもできるようになるかどうか、確認したいと思います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問ですが、基本的には単年度ごとの事業にはなりますので、それで今年度内示を受けているわけですが、来年度また採択を受けないと事業は使えないということになります。ちょっとすみません、休憩をお願いします。

○議長（横山知世志君） 休憩します。

休 憩 （午前11時01分）

再開 (午前11時15分)

○議長(横山知世志君) 再開いたします。

答弁、産業振興課長。

○産業振興課長(小林隆浩君) お答えいたします。

この事業につきましては、単年度事業ということになっております。それで、今年度において事業計画書等を提出して、当然その中で事業をやるということになります。翌年度につきましては、この事業自体が来年度また同じような形であるかどうかというところは、今の段階でははっきり分かっておりませんので、来年度に引き続き同じような、今年パイプハウスを建てて来年かん水施設をできるかということについては、できるとはお答えできない内容でございます。

○議長(横山知世志君) 14番。

○14番(横山義博君) 単年度事業が基本だということは分かりました。往々にして農業のこういう制度は、単年度が多いものですから、ただ新規就農者を我が町は特に募っているわけです。先ほども言ったように、新規就農者の人は多分蓄えそんな余計には持って始められないと思うのです。従来の農業の補助金もそうなのですが、一つのパッケージでやらないと駄目だという形なのです。この国の制度も、これパッケージなのです、単年度だと。ですから、こういうのが来て、皆さんに示してもいわゆる事業費から考えるとなかなか手が出ないのです、現実には。ですから、今課長言われたように、単年度事業だけでも、これは国とか県にその内容をきちんと伝達して、現状に合うような制度をつくってもらわないと、現実にはやる人は大変なのです。その辺の町としてどうするかというのは、国の制度ですからと言われればそれまでだけでも、こういう制度が来たときも、きちんとその辺まで国に町の実情を伝えてやっていかないと、現実には使いにくい補助事業なのです。来年度も再来年度もこういう制度をつくってくれるようにきっちり要望していただきたいということで、お考えを聞きたいと思います。

○議長(横山知世志君) 産業振興課長。

○産業振興課長(小林隆浩君) 新規就農者の支援につきましては、農業の普及所、あとJAさんとも、あと町ということで連携して支援などを行っておりますので、やっぱりそういったことを県のほうにも訴えていきたいと思います。

○議長(横山知世志君) 12番、根本謙一議員。

○12番(根本謙一君) 4点お願いします。まず、歳入についてまず1点目、2点目が敬老会、提出案件資料と参考資料でお尋ねしてまいります。3点目が農業生産力強化支援事業の件について、4点目が商工活性化事業についてです。

まず1点目、歳入ですけれども、今般の特にコロナ感染症対策事業の財源として、一般財源も使っているというところで、この一般財源というのは、予算書見ますと、いわゆる財調から出ているので

す。財調は何に使ってもいいのですけれども、そもそもこのコロナ対策は、臨時交付金を主に使っているというふうに認識しておりますけれども、状況に応じて、事によってはそれにとらわれない、それ以上の一般財源を使ってもやるという姿勢を昨年度ですか、一度そういう姿勢の答弁を得たことを記憶しております。現在もそれに考えが変わらないのか、今般はその範囲内で対策を講じているということなのか、まず伺いたいと思います。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長、國分利則君。

○政策財政課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、基本的な考え方は変わらないものでございます。今般コロナ対策の事業ということで、一般財源、財調で対応させていただいております。実は、この財調今対応しておりますが、基本的にはやはり国の交付金なり、補助金を活用するというのが原則でございます。ただし、やはりそれでは対応し切れない財源もございますので、ですからそういった場合については一般財源、いわゆる財調も活用していくというふうには考えてございます。

○議長（横山知世志君） 12番、根本議員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。こういう節ですので、コロナ対策は3年目です。これが過去に言いましたけれども、ボディーブローのように徐々に、徐々に年数がたつにつれて効いてくるということは申し上げてまいりました。業績回復の業種の中にはありますけれども、多くの零細企業は、苦しんでいるのが現状だと思います。そこを現場をしっかりと見ていただいて、町としての独自対策も含めて、臨機応変に対策を講じていっていただきたいなというふうに思いますけれども、再度の答弁をお願いします。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） やはりまだコロナ禍になりまして、3年目でございます。業種によっては若干持ち直しているところ、そうでないところもあります。先ほど補正の内容にも商工業者に対しての追加補正ということもお願いをしております。やはりそういった状況を情報を得ながら、真に町に必要な対策と必要な事業を実施してまいりたいと考えてございます。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） では次、2点目に参ります。

敬老事業ですけれども、この案件資料を見ますと、記念品を配付するというふうになされている。この記念品の具体的には何を選んでおられたのか、教えてください。それで、どうしてそれにしたのかも含めてお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） それでは、今ほどのご質問にお答えさせていただきます。

まず、記念品ということでございますが、昨年、一昨年と中止した際にマスクのほうを記念品という形で配付させていただきました。昨今の状況では、外出する際にはマスクの着用が必要とはしない

というのを国のほうでも述べております。マスクについても、昨年度やはりマスクはもう要らないよというご意見もございました。本年度につきましては、町の商品券を記念品として贈呈したいという方向で検討しているところでございます。なぜかということですが、先ほども申し上げましたが、マスクについて一部もう手元のほうに皆さん持っていられるということもございます。あと経済的な支援という意味も一つあるということで、商品券ということで検討しているところでございます。

○議長（横山知世志君） 12番、根本議員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。商品券お一人幾らを想定しているのですか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 額面で申しますと、予算書に計上してありますが、老人福祉事業報償ということで420万、提出案件資料に記載させていただいております。対象者一応4,200人ということで、1,000円程度を予定しているところでございます。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 分かりました。速やかに対応していただければというふうに思います。

次に、3点目に参ります。農業生産力強化支援事業の案件資料を見ますと、歳入と歳出で差額があります、29万6,000円ですか。この案件資料のつくり方ですけれども、ほかの事業でもそうです。この歳入と歳出ぴったり合うようにぜひつくっていただきたいなというふうに思います。私広域議会にも派遣されたことありまして、そこは丁寧に財源の出どころまでしっかり書き込んで出されているのです。そうすると、余計な質問しなくても済むし、勉強にもなるということがあります。ここで伺いたいのは、この差額はどうしてあるのか、これは歳入のほうが多いわけですが、ちょっと説明していただきたいなというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問ですが、これこの事業自体は福島県が6月の議会において予算措置をした事業でして、金額そのものが、交付額そのものはあらかじめ定められております。その中で、会計年度任用職員を雇用するというので、そういったところで6か月雇用するのですが、積算していきますと、なかなかぴったりにはならず、オーバーしたということになります。

○議長（横山知世志君） 12番、根本議員。

○12番（根本謙一君） 今の説明で大方分かりましたけれども、そういうことも含めてここには書き込んであれば、なるほどというふうに思うわけです。たまたま私計算してみたら合わないの、これはどういうことだろうなということで、予算書も含めて何度も見直したのですけれども、自分の頭の中では整合性が取れないので、ぜひ分かりやすい、どうせ資料をつくるのですから、そういうつくり方でお願いしたいなと。これはほかの所管の事業についてもぜひ要請したいと思います。再度お願いします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） できるだけ分かりやすくつくることは本当に大切なことですので、特にそういったご意見を受けまして、もっと常に分かりやすいような形で資料の作成に努めたいと思います。

○議長（横山知世志君） 12番、根本議員。

○12番（根本謙一君） 財政当局の答弁もお願いしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） ご要望ということでございますが、当然分かりやすい資料作成に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 4点目参ります。

商工活性化事業についてです。申請が増えてきているということで、補正が組まれている。分かりました。なるほどなというふうに思っておるところです。当初予算でもお尋ねすればよかったのですが、つまりこれ100万円以上減少している中小企業等となっています。この100万円という基準は、何を根拠にしているのか。確かに国も県もこれ100万以上とかよく事業内容の要件として出てまいります。それから、パーセントで減少率を基準化しているのもありますけれども、本町でこの100万円というふうにしたのはなぜかというところが1つ。

それから、申請が増えているということは、それだけ皆さん困っているという裏返しでもあろうかと思えます。これは、商工会の情報を基にしてもそういう認識に立っているのか、あるいは申請者が増えている状況だけで町独自の判断なのか、現状はどうなのかをどういうふうに把握してこの45という数字を補正化したのか、そこをお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） 初めに、100万円についてでございますが、こちらの金額につきましては、中小企業等の継続支援給付金につきましては、令和3年度も実施しておりまして、そのときは10%以上、10万円以上減額の場合は10万円給付するというようにしてございまして、さらにもう一つ、100万円以上の売上げが減額して、30%以上減少した場合は30万円ということで、給付金を給付したのですが、そういったところでやはりなかなか30万円というのは本当に個人事業主とかであれば大きいのでしょうけれども、企業としては売上額の減少は億に達しているような会社もある中で、やっぱり小さいよねという話などもいろいろ受けまして、本当に100万円というのは町として本当にできるところというところで、それは国ですと250万とか、そういうのはあるのですけれども、町として本当に100万円ということで、頑張っていたきたいというような本当にメッセージを込めた中の金額ということで決定させていただいております。

あと増加している理由につきましては、令和3年度にも同じような事業をやっておりますので、そのときに当然申請を受け付けておりますので、各事業者さんの減少とか、そういうのも把握しておりましたので、令和3年ベースで予算を措置したわけですが、やはりまた今年やっている中で、さらに令和3年度にやった事業よりもやはりコロナ禍による影響ですとか、原油高ですとか、物価高騰などいろいろ資材不足などもあって、かなり事業者さんも売上げが減少しているというのが本当にこれが一つの要因で、申請が増加しているというような状況と捉えております。そして、あと金融機関とか、商工会等もこの事業の創設に当たりまして、しっかりと協議しながらつくっておりますし、今現状におきましても、打合せなども行ってございまして、8月9日現在の申請者が当初予算で125事業者見たのですが、118事業者まで来ていまして、交付額も6,811万9,000円ということで、本当に予算残額は688万1,000円ぐらいになっているということで、またさらに申請する見込みの事業者さん残っているものから、やはり増加しているという、そういったところで増加しているということも確認しております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 分かりました。国から県もそれなりに救済策取られていますので、そういう経過、関与の中でこういう事業概要をつくられたということは理解しました。ただ、今課長が言われましたように、売上げ減少は本当にじわじわとまだまだ続いているのが現状だと思います。100万円以上というふうにされますと、ではそれ以下はどうなるのだと。確かに業種によっては、利益率も違ってきますし、もうちょっときめ細かく見た場合に、80万、70万にどうしてならなかったのだろうかという疑問もやっぱり出てくるわけです、業種によっては。だから、そこは今後の一つの課題としていくべきではないかなというふうに思うところですが、この100万以上というこの基準は、ある意味合理的である面、これで本当に困っている人がもっといるはずではないのというところの目が閉ざされかねない、私はそんなふうに見ているのですけれども、今後の課題として私は受け止めていくべきではないかなと思いますけれども、見解をお願いしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） このたびのこの給付金につきましては、やはり前年度の令和3年度に行った給付金を広く薄くと、どちらかというところから本当に困っているところを大きく売上げが減っているところをしっかりと支援していこうという趣旨の基に、こういった100万円以上としたところであります。ただし、いろいろ経済状況ですとか、そういった本当に疲弊といいますか、それは変わっていきますので、そこにつきましては、当然現状というのを押さえまして、あと金融機関なり、商工会なり、協議をしながら、連携しながら制度を構築していきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 10番、星次議員。

○10番（星次君） それでは、商工活性化事業についてお尋ねしたいと思います。

予算書は6ページでございます。先ほどの同僚議員の質問の中で、大まかについて知ることができたのですが、若干角度を変えて質問したいと思います。申請の受付期間が8月31日となっております。今日が15日ですので、残り15日の中で45事業者に通知を出して、この受付期間、間に合うのかどうかというふうなこの期間の設定の仕方、教えていただきたいと思います。

それと、この補正の45件で今年度は全ての事業者に対してこの申請というか、事業は終わるのか、今後ともまた増えれば補正予算が上がってくるのか、その辺の見通しも含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） まず、期間の設定につきましては、当初より6月1日から8月31日、2か月ということで設定したところであります。広報等の6月と8月に町広報を出しておりますし、あと商工会からも商工会員等に6月と8月ということで、個人宛てのメールで周知はしておりますので、この期間内で完了できるというふうには考えております。

あと足りなかった場合につきましては、昨年度のデータも使いながら、十分これで対応できるというふうには考えておるのですが、もし本当に足りなくなった場合は、予算の補正ですとか、新たな予算措置も予算の流用ですとか、そういったところも協議させていただきまして、何とか皆さんに給付金を支払えるようにしていきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 10番。

○10番（星 次君） 今の課長の答弁では、広報を2回、それから商工会等で周知しているというふうなことで、徹底は事業者には図られているというふうな考えのようでございますが、往々にしてあるのです。行政として、受付申請期間が終わったからもう駄目ですというふうな言葉がありますが、その場合、この期間で本当に終わってしまうのか、もう少し余裕あって受付の期間を延ばすことができるのか、その辺の考えも併せてお願いします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの質問についてですが、今回上限が100万円ということで、実は今まで何回かこういう給付金とか支援事業をやっているのですが、なかなか最初出足が鈍かったのですが、今回の事業につきましては、本当に100万円ということで、やっぱりインパクトがあるみたいで、物すごく出だしがいいような状況になっています。本当に6月ですごく出てきてまして、だんだん、だんだん減ってきているのは減ってきているような状況なのです。そういった中で、再度周知なども力を入れまして、後から申請できなかったというような人がいないような形で、周知をしっかりと行っていきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 6番、長嶺一也議員。

○6番（長嶺一也君） 参考資料の2ページと4ページについて質問させていただきます。

まず、2ページの対象農業者30アール以上の作付ということなのですが、30アール未満であっても、

例えば施設栽培、施設農業、そういった場合の農業者ですと、かなりの肥料を費やして農業収入を得ている方もいるかと思うのですが、なぜ30アールにしたのか、質問したいと思います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 30アールの根拠につきましては、福島県からの説明なのですが、農林業センサスの販売農家の定義が30アール以上だということで、30アール以上の作付農家を対象とするということをしているということになります。

○議長（横山知世志君） 6番。

○6番（長嶺一也君） 分かりました。

続きまして、4ページなのですが、学校給食費の保護者支援につきましては、6月会議で私も質問させていただいたところなのですが、今後諸物価高騰の情勢が変わって、もっとさらなる高騰、物価が上がってきた場合、さらなる補正予算という、補正を計上するという考えはあるのかどうかを確認したいので、よろしくをお願いします。

○議長（横山知世志君） こども教育課長、渡部雄二君。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまのご質問でございますが、今後のさらなる物価高騰によって、再度の補正予算を考えているのかというご質問だと思うのですが、今のところ新たな補正については考えてございません。というのも、先ほど消費者物価指数のお話をしたかと思うのですが、5月現在で3.3%の増加ということではございますが、若干6月以降下がっているような情報もつかんでおりますし、また町内の単価の安い野菜等なんかも出回っておりますので、その中で工夫をしてやってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 6番、長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 新たな補正は考えていないということなのですが、どうしても父兄の負担が増えそうだなというような場合には、ぜひ新たな補正も考えていただければというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。そういう場合はどのようにするのか、お答えください。

○議長（横山知世志君） 答弁、こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） 先ほどお答えしましたとおり、今のところは考えておりませんが、極端な物価高騰とかが今後生じた場合は、検討してまいりたいと思います。

○議長（横山知世志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ないようでありますので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第52号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第53号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第9、議案第53号 会津美里町立新鶴こども園既存園舎解体工事請負契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

こども教育課長、渡部雄二君。

〔こども教育課長（渡部雄二君）登壇〕

○こども教育課長（渡部雄二君） 議案第53号 会津美里町立新鶴こども園既存園舎解体工事請負契約についてご説明いたします。

議案書11ページ、提出案件資料2ページ、下段、提出案件参考資料5ページを御覧ください。本案は、会津美里町立新鶴こども園既存園舎解体工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の目的は、会津美里町立新鶴こども園既存園舎解体工事で、工事の内容といたしましては、既存の園舎、鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積1,591.81平米、倉庫、鉄骨造り1階建て52.17平米、同じく倉庫、コンクリートブロック1階建て19.35平米などを解体するものです。

契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札であります。

契約金額は、1億615万円です。

契約の相手方は、福島県大沼郡会津美里町新屋敷字沢道西甲1705番地1、美里建設工業株式会社代表取締役、佐瀬義彦であります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可します。質疑はありませんか。

9番、渋井清隆君。

○9番（渋井清隆君） この案件なのですけれども、この案件は公告の第42号でもってやった案件です。公告が4年7月7日、こども教育課の第3号でやったわけですが、その前に令和4年5月2日、公告の第16号が出ております。この間2か月間あるわけなのですけれども、まずこの中身を見ると、中止というような形になるわけです。中止ということは、理由があるということです。その中止の理由、あとこの閲覧期間があるわけなのですが、閲覧者の人数というか、あと中止になったという内容を見てみますと、この入札参加資格要件の工種が5月の時点では土木で出ているのです。しかしながら、7月に出たやつは今度は解体と出ている。問題は、その理由は何だったのか。まず、そこら辺からお聞かせ願いたい。閲覧者の人数、あと中止にした理由。

○議長（横山知世志君） 答弁、こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） まず、中止の理由でございますが、設計の積算に誤りがあったことが判明しましたので、入札を中止しております。

2点目の閲覧者の人数でございますが、こちらについては5者でございます。

3点目、工種が土木から解体に変更になった理由ということでございますが、こちらにつきましては、先ほど積算に誤りがあったということで、中止をしたということをご説明差し上げましたが、中止をしまして、当初土木ということで外構工事及びその解体工事等々が金額が大きいということで、土木工事ということで当初起工したわけでございますが、その後見直しを行いまして、やはり解体を含む建築工事、主に土木工事となる外構工事の工事規模がほぼ半々であるということから、工種を単純に土木にまとめるというのは困難ではないかということで、内部で協議をしまして、工種を分割してさらに解体で今回新たに公告をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） ここで皆様にお諮りいたします。

間もなく昼食時間ではございますが、この案件議案終了まで延刻したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） それでは、延刻を認めます。

9番、渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 積算の誤りといいますが、積算ではないでしょうか、これ。積算というのは、どういう定義ですか。これを見ますと、工種の変更ではないですか。一番最初は、土木工事の指定工種は、解体を含む、その中には外構工事、庭園整備、路盤舗装とか、そういうのが入っています。これ全部2回目のときは省いています。7月7日の分。ここで解体となっています、これ。全然物が違

うのではないですか。それで、応札期間までに最初の閲覧期間は5月2日から5月25日です。中止した日にちは、私もちょっと情報で入っていますが、5月20日です。中止の通知、どのようにやったかというのを私ちょっと聞いたところ、5月20日に出ているのです。しかしながら、5月20日に出ていますというけれども、私ホームページを見ますと、これ入札の結果、ここには中止のあれが全然なされていないのです。中止というのは、町のほうで一方向的にやるのでしょうか。なぜここにはないのか、経緯が。7月のやつはあります。5月のこの16号もない、告示。それで、どうやって通知をして中止したのかと。応札者5名います。ですが、20日と言われると、応札期間は25日までである。この5日間の人はどう取り扱ったのか。どういうことでしょうか。ちょっとここら辺詳しく教えていただきたい。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまのご質問でございますが、5月24日付で入札の中止の公告をしているところでございます。ただ、議員おただしのように、ホームページ等には掲載していなかったかと記憶しております。

○議長（横山知世志君） 9番。

○9番（渋井清隆君） これ何遍言うと、これ3回しか言われなくなってしまうのだ、議長これ許可得られますか。合わない、全部。5月24日といいますけれども、私入手したのは、5月20日でもって事務連絡で行っている文書があるのです。全然違うでしょう。ここにはそれで5月24日にありません、告示の中止の。町が公告式条例に基づくのであれば、当然効力を発するのは公告しなくてはならないのです。ここにいていなかったというような部類でないですか、入れる期間も。瑕疵ある行政行為なのでないですか。告示の文書は取ったけれども、告示登録簿には上げない。それで、25日までは告示期間があるのですから、それまで待つか、それでなかったらきちんと告示でもって通達する、電子告示で。それで内容が別です、これ。それで結果見たところ、3名です。それで内容も全然違うので、この告示のこれは何のためののであれば公告のあれなのか、書いていない理由は。単なる忘れたのですか。教えていただきたい。

○議長（横山知世志君） ちょっと休憩します。

休 憩 （午前11時59分）

再 開 （午後 零時06分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

答弁、こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） 再度の答弁になりますが、中止の公告につきましては、やはり5月24日付で公告をしているところでございます。ホームページにつきましては、5月24日から7月7日までの期間中止の状況をお知らせしておったのですが、7月7日からは新しい情報に更新になっておりますので、そこでちょっと紛らわしい状況になっているかと思えます。申し訳ございません。

○議長（横山知世志君） 渋井議員、ちょっと答弁不明瞭な部分があったので、再度質問を許可します。

○9番（渋井清隆君） 24日にやっていると言いますが、それ37号ですよ。これは20日が出ています、公示令達簿は。町の場合は、公告式条例に基づいて掲示板、本郷庁舎または電子、これでやるはず。それでないと効力を発しないのです。その日にちが20日です、これ。私取りました。合わないではない、24日。公文書に公告式条例に基づく開示をしたところ、何遍も言いますよ、これは20日です。中止は。課長は24日と言っています。これ20日が出ています。どちらが本当なのですか、これ。

○議長（横山知世志君） ちょっと休憩します。

休 憩 （午後 零時08分）

再 開 （午後 零時11分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまのご質問でございますが、公示登録簿において、5月20日の記載があったのではないかとということでございますが、公示登録簿におきましては、確かに5月20日ということで記載しております。それは、こちらのこども教育課のほうの決裁日を誤って記載をしまして、公告につきましては5月24日付で公告をしているところでございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 施行年月日が20日になっているというような……

○議長（横山知世志君） 休憩します。

休 憩 （午後 零時12分）

再 開 （午後 零時15分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

お諮りします。先ほど議案終了まで延刻というふうに思いましたが、審議がまだ長引く予想がされますので、ここでお昼のため休憩して、午後1時30分より再開したいと思います。よろしく申し上げます。

休 憩 （午後 零時16分）

再 開 （午後 1時30分）

○議長（横山知世志君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、答弁者にあつては丁寧に、明確に答弁されるよう申し添えます。

副町長、佐々木吉一君。

○副町長（佐々木吉一君） 私のほうから今回の新鶴こども園解体並びに外構工事等の一連の経過についてご説明させていただきたいと思います。

当初5月2日に公告いたしました工事名は、会津美里町立新鶴こども園既存園舎解体及び外構工事ということで、5月20日から25日の間に公告してございます。5月20日になりまして、一業者から単価の設定に関する指摘がございました。その段階で、こども教育課内で精査したところ、設計単価の誤りを発見いたしました。それが5月20日でございます。入札は5月26日でしたので、事務局といたしましては、5月20日の日に内部で協議し、すぐに中止しなければいけないということで、その日同日で閲覧業者5業者があったわけですけれども、そこに事務連絡ということで、ファクスを送信いたしました。と同時に、中止公告の決裁をもらうべく、やはり5月20日の日に制限付一般競争入札（事後審査型）中止の告示についてということで、5月20日に起案し、5月24日に決裁が出たというようなことでございます。中止の公告は5月24日決裁となったため、同日公告及びホームページに中止の掲示を行ったところでございます。ホームページの掲載期間は、5月24日から7月7日まででございます。なお、先ほど渋井議員からご指摘のありました公示登録簿の日付が5月20日になっておりましたのは、事務担当者が起案日5月20日をそのまま入力したものでございまして、明らかにここは入力間違いであったということで、おわび申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

指摘のありました積算単価のミス、それがございましたので、改めてこども教育課内で当該工事の追加検討を行いまして、その検討内容を見ますと、今回の工事は解体を含む建設工事、主に土木工事となる外構工事の工事規模が工事費ベースで半々の工事であるというようなことが分かってきましたので、各工種ごとに設計を分離して発注するというようなことで、最初5月20日の公告の段階では、既存園舎解体及び外構工事というような名称でしたけれども、改めまして7月7日にやはり工種を変えまして、会津美里町立新鶴こども園既存園舎解体工事ということで、2つの工事でなく解体工事のみということで、改めて公告をした次第でございます。入札は7月22日、閲覧業者5社あったのですが、3社が応札し、今回の議案となったわけでございます。一連の流れにつきまして、もう少しといいますか、こども教育課でもっと丁寧にご説明すべきところであったわけでございますが、その辺はうまく説明できなかったということで、大変申し訳なく思うとともに、先ほど申し上げました公示登録簿の日付が5月20日となっております。やはりこれにつきましても、本来であれば5月20日に起案し、決裁が下りた5月24日と記載すべきところを5月20日としてしまったと。結局告示、掲示板等に出されている告示につきましては、5月24日付で告示されているというようなことで、そこに誤差があったということでございました。以上が一連の経過でございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員、今の公告の件についてはよろしいでしょうか。なお、質問まとめてほかにもあるのだと一緒にお願いしたいと思います。

○9番（渋井清隆君） では、ファクスの5月20日というのは、役場の事務的ミスということになりますよね。業者に24日公告公示、公告式条例に基づくと24日ですから、ここ間違っただけで、このファクスの相手方に、閲覧した人にやると、これそのものが間違っていたということですよ。これファクス、これどういうふうには理解するのですか。許可なくして勝手に出したということですか。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 事務局で勝手に出したということではなくして、先ほども申し上げましたけれども、5月26日が入札日となっており、そこまでの期日が幾らもないということで、業者さんに迷惑をかけたくないという一心で、事前にファクス送信したということでございました。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そこがちょっと矛盾しているのではないのですかというの、告示日と同時の日にならいいが、24日を出すならいいです。それで、これはあくまでも書いてあるのがいつもお世話になっております。令和4年5月26日（木曜日）に予定した下記入札が中止としますのでご連絡します。記として1番、今言う告示、16号で制限付一般競争入札、工事番号、教育委員会工事第1号、工事名、会津美里町立新鶴こども園庁舎解体及び外構工事、中止の理由、積算誤りによる公正な入札とならないため、こう書いてあるのです。告示よりも早くならなかった自体がおかしいでしょう、これ。告示日でしょう。公告式条例というのが町にあるのです。これが法的根拠です。そうではないのですか。告示して初めて効力が発揮するのでしょうか。その前にこんな出されるの。それこそがおかしいのではないの、法的に。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 渋井議員おっしゃることはもっともだと思うのですが、だから当時担当者といましては、先ほども申し上げましたけれども、やはり業者さんに迷惑をかけたくない、いち早く中止の連絡をしたいという思いでこのファクスを送信したということでございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ですから、公告日以降のこの中止しました以降、20日ですから、それから26日まで5日間あるのでしょうかというの、この人たちが入れると思ったら、その人にはこれ届かないでしょう。24日だったら分かります。20日の間、俺、じゃ閲覧すんなんね。これは閲覧した人だけしか行っていないのです。この人だけ便宜供与、片方は不利益被るのですよと。そうではないの。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 閲覧に関しましては、先ほども申し上げましたけれども、5社ありました。閲覧期間は25日まで、やはりありました。ですから、20日から25日の間というのは、まだ閲覧はできたわけですが、20日の日の段階で中止ということを決めましたので、その後例えば閲覧者が来たとしても、中止になりましたというような内容でお話しせざるを得なかったのかなと。ただ、中止の公告につきましては、20日の日に起案いたしまして、決裁が24日までかかりましたので、

やはり24日以前に公告は出せないということで、24日の日で公告をしたわけですが、20日の日に5つの業者さんにファクス送信したのは、やはり先ほども申しあげましたけれども、ご迷惑をかけたくないという一心で行ったということでございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） この間に2か月もあるのです。その人ばかりでなく、全部告示日待ってやるのだったらいいです、満了日待って。その前にやっているのです、これ。25日までは閲覧期間あるのです。この5社だけは行っているわけです。24日が告示したでしょう。その間に4日あるでしょう。その人たちは、この通知は行っていないのです、内容の間違ったところ何とも。24日でもって公告式条例というのは、それでもって拘束力が定まるのでしょうか。ここでもって効果が発生するのでしょうか、効力が。だから、24日の日がそうなのです。でも、これは20日にやっていたとなっているのです。だから、これとこれが本来は合うのです。合わなくてはならないのだ。工事でも何でもそれ以前の着工は駄目でしょう。それこそ大切なことでしょう、これ。これちょっとした手違いだったら、これ損害賠償請求になります、役場の勝手な都合でやったのだから。不調でもって流れてしまうわけ değildir、これ。大変なことになっているのだ。要は、法律でこういうふうになっていけば、高田町の公告式条例というのがちゃんと条例もあるし、教育委員会も規則で事業するとちゃんとあるのです、これ。なぜこのとおりにはやらないの、それでは。何もであれば法律なり、何にも要らない、自分でつくって、自分で破っているのだから、本末転倒でしょう、これ。何のためにあるの。さじ加減でやるのではないです。積算の内容というのは、どういうところだったの、具体的に。

それと、あとこれを言うと同前やった中央公民館、あれは土木で出しているのです。条件は同じでしょう、今度は。今度こっち解体とある。どこにいてもみんな整合性が取れないようなことばかりやっているのではないの。どう思いますか、委員長として。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） まず、20日の日にファクスを出した。公告は24日だということにつきましては、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、担当者が一日も早く業者のほうにお知らせしたいということで、ファクスを送ってしまったということで、そこは法的について考えますと、渋井議員おっしゃるとおりだと思います。ちょっと勇み足だったのだなというふうには考えてございます。なお、中止の内容で何が違っていたのだというようなことではございますが、トラックライン引きというのがございまして、その数量単価を一式で算出すべきところをメートルで積算したというようなことで、なおここについては担当課長より詳細は説明させていただきたいと思っております。

また、その次の公民館の解体についてとあと今回の新鶴園舎の解体の部分ですけれども、まず今回新鶴園舎の解体につきましては、公告は7月7日に解体工事というようなことで公告されておりますけれども、町といたしまして、制限付一般競争入札に係ります要領がございまして、7月1日付で解体工事という名称がその要領の中にございませんでしたので、そこで7月1日に改正いたしまして、

県に倣って解体工事という工種を追加させていただきました。公民館のときにおいては、まだ解体工事という名称自体は要領の中にはなかったわけですが、その要領の中では決まった工種、建築なり土木なり、あと電気設備等の工種はあったわけですが、そこにないものについては、その都度定めるといような要領に一文がございましたので、それを利用して解体工事、やはりその当時も県の基準に倣った形で解体工事というのを入れたというように記録してございます。今回の場合は、7月1日付で要領を改正いたしまして、解体工事というのを新たに加えさせていただいたということと同時に、先ほどもご説明いたしましたけれども、解体並びに外構工事等の積算の内容を見ますと、ほぼ五分五分くらいの経費であったものですから、やはりこれは一括発注ではなくして、分離発注すべきだといような検討をいたしまして、2回目の、2回目という表現がいいかどうか分かりませんが、7月7日に公示した部分については、及び外構工事というものを削除いたしまして、新鶴こども園既存園舎解体工事だけといようなことで公示させていただいたところがございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） 積算誤りの内容でございますが、本来であれば単価掛ける一式ということですが、誤りまして、単価掛ける60メートルということで、積算金額が大きくなってしまったものがございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 先ほどから言っているけれども、整合性が取れないというのは、建設業法では29種類あって、そのうちの総合というのは土木と建築なのだ。27品目というのは、専門工事なのだ。そもそもそのときから間違っているのだ、そのやり方が。それと改めてこの前も言ったけれども、総合というのは、指導調整という定義づけ、これは何をこれいっているかというのは、下請の禁止をいっているのです。要は、特定工事を持たないと、直接請けるのは一般でもいいのだ。こういうところには様々な電気だの何だのあるから、調整してやるのです。若松市なんかがああいう庁舎でかいやつ、あれ建築解体です、あれ。分かる。建築解体というのは、建物があつたところを壊してまた建てるというので、総合的な指導の云々というので、建築で持っていつている。この前言ったように、屋込みだからどうの、これがどうの、そんな理由にならないのです、もともとが。要は、下請云々だということなの。それで、これだって今回持ってくるのは、全部そういうふうになっているにもかかわらず、専門工事は、これは舗装はまた別です。だから、建物の場合は、建築の場合は確認申請のあるものを建てる場合は、建築で持ってくるのです、解体しても。土木であれば土木の構築物、いわゆるはげとか、道路を造るときの総合のあれを持っていつている。それ以外は専門工事なのです。だから、今回だって最初から解体なのだ。それを何かさも言っているようなこと、そういう定義づけ、建設業法で29品目の種類がびたっと定義づけなっているわけだ、これ、専門工事と。なのに要綱がなかったから変更し

た。要綱の変更ではないでしょう、これは。上位法は変更できないのだ。ただ、そこに加えていなかっただけなのだ。やれなかったら上位法を使うのです。それに入っていないから建築工事でやった、土木だ、そういう問題ではないの、考え方が。それは逃げ口実なのだ。全部では29品目変えなかったら変えられないでしょう。ただ、町の要綱に入っていないからだけでしょう、これは。だから、言っている。それは違うのだというの。ただ、若松のあれを引いているだけなのだ、言っていることが、さも正統性を見せるために。そんなことでは駄目です。

それで、ましてやこんな入札に当たって大事なもののなのに、片方では間違っただけの文書を出した。いや、こう出した。告示はこうだなんて、そんな告示があって初めて効力は発するのですから、告示要件が先なのです、業者から言わせれば。業者から言われたら何、何のためにでは2か月間あったの、その間。もっと早くできたのだ。あなた方早くやらなければ、業者に迷惑かけない、意味なきないでしょう。2か月あったのです。5月2日から7月7日だ。それで、間違っただけが見つかったのが20日頃だと。1か月の上あったでしょう、まだ。ちょっとそういうことは発言することもおかしいのではないの。言って何ぼではないと思う。自分たちがやったことが間違っただけは間違っただけと謝って、ちゃんと正しく正して、そういう姿勢にならなかつたら、いつまでたってもこの美里町というのはよくなりません。法律も何も無いのだもの。いかがですか。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） まず、最初中止してから2回目の公示日ですか、まで2か月間あったというようなことですが、まず5月20日の日に設計のミスが分かりましたので、そこから再度設計を精査し直して、どのようにどこが違うのかというようなことを全て見直しを図ったというところで、そこから今度は逆に一括発注ではなくして、分離発注にすべきだというふうに結論を導き出しましたので、では設計はどうなるのだと、またそこで改めてこども教育課内で再度精査をいたしまして、それで2回目の要は公告に向けて準備をしてきたというようなことで、2か月間長いと言われればそうなのかもしれませんが、慎重に慎重を期して再計算したというようなことで、2か月間を要したというようなことをごさいます。

なお、法律的な部分につきましては、当然我々法律は遵守すべきでございます。ですから、先ほども申し上げましたけれども、要は告示する前に5月20日にファクスを送信したというような安易といえますか、業者のことを思ってやったのですけれども、結果としてはその公示前にそういうことをしたということは、事務屋として非常にまずいことだというふうに反省しているところでございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 洪井議員、最後にしましょう。

○9番（洪井清隆君） そういうことでは、瑕疵ある行政行為ということなのです。瑕疵は取り消さなくてはならないのだ、まず。まず、本来ならばこれの取消しもやらねばならないのだ。それもやらずに、公告や告示のほうは、そっちが優先だからそっちだと、そういうふうな切り返しの逃げ方が

うまくないのだと。一貫性がないというのは、一番悪いのだ。もう少し反省して、でかい工事やっていて、あなたも分かるように、この建物どれだけかけてやっとならして、瑕疵担保それこそ不適合製品の保証までみんな取り付けたのです。そういう経過もあるのです。副町長、あなた委員長です、指名選考委員会の。教育委員会には、指名選考委員会はないのですから、教育委員会というのは、あくまでも事務委任でしょう、教育委員会の。こんなことだったら教育委員会で契約したほうが良いと思うのです。教育長、そうではないでしょう。あくまでも固有の事務しかできないというのが地方自治法の第2条第2項の事務に書かれているのみ、あと委任事務しかないでしょう。きちんとそこをわきまえて、事務執行やっていただきたい。いかがですか。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） ご指摘全くそのとおりだと思っております。十分に今回のことを反省いたしまして、今後二度とこのようなことがないような形で進めさせていただきたいと考えております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（横山知世志君） 7番、村松尚議員。

○7番（村松 尚君） 今洪井議員のほうから様々なご質問あったので、ちょっと補足でお聞きしたいことがあるのですけれども、時系列でいきますと、業者さんからの質問が5月20日の日に出た。それを基に、精査した上で中止するという結論に至ったというような考え方でよろしいのかなと思ったのですけれども、公告に当たっては、業者さんからの質問期間というのが多分設けられていると思うのですけれども、この質問期間に関してはいつまででしたか。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） 質問の期間でございますが、質問の期間は5月6日から5月12日まででございます。

○議長（横山知世志君） 7番。

○7番（村松 尚君） そうしますと、12日までの質問期間でありましたけれども、業者さんからの質問は20日だったという認識でよろしいのですか。正確には何日の日に質問を受けたのでしょうか。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまの質問でございますが、業者さんからの質問も5月20日でございます。先ほどお答えしましたとおり、質問期間が5月12日まででございますが、本来回答する義務はありませんが、私どものほうで指摘内容を精査したところ、やはり誤りがあったということで、対応させていただきました。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員、まとめてやってくれる。お願いします。

○7番（村松 尚君） もうこれで最後です。この12日を過ぎた場合、もう一般的には質問期間をもう過ぎていくわけですから、それを参考にして結局入札の中止を決めたというような今回の話は、それで

よろしいのですか、認識的には。結局業者さんからの指摘があって、精査した上で、このトラックラインの件で、ちょっとおかしいぞというご指摘があったのかなと今の話の内容でいけば。そうすると、質問期間を過ぎていましたけれども、本来であれば受け付けしない時期です、12日までですから。ただ、それを精査した上で、今回のこの16号、当初の5月の16号に関しては、それを基に中止に至ったという認識でよろしいのでしょうか。そこだけ教えてください。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） 再度のご質問でございますが、あくまで質問期間は5月12日までで回答する義務というのは本来ないのですけれども、質問された内容が非常に大きな重大な内容であるということから、内容を精査しまして、中止を判断したところでございます。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 質問に対してちゃんと答えていないです。12日で終わっているのにかわらず、それ以降に受けた指摘に対して精査したなんておかしくないですかということをお聞きしています。それによって中止を決定したのですか。12日までという期限は何のためにあるのですかということになります。議長、そこをちゃんと問題意識を持って答弁させていただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） 質問は、12日までということですのでけれども、我々としては、ご質問の内容が非常に重大な内容であったということから、質問期間を過ぎておりますが、その質問内容を受けまして、中止の積算根拠に大きく影響するものですから、中止を判断したところでございます。

○議長（横山知世志君） その質問期間は何だったのかということなのだ。

こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） 議員おただしのおり質問期間が過ぎたら受け付けないのが本来ではないかというようなご質問かとは思いますが、内部で協議をした結果、非常に重要な内容であることから、あくまで質問期間が過ぎてはおりますが、今後の工事等々に影響を及ぼすということをお考えまして、その内容を受けて精査をして中止を判断したところでございます。

○議長（横山知世志君） 今の件について、村松議員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、再度確認になってしまうのですが、結局質問以外の期間に受け取った質問を基に中止の選択をしたと、単純明快に言えば。それでよろしいのですよね。自分たちの解釈の基で、質問期間というもの12日まででしたけれども、それは自分たちの解釈でうまく質問期間を延ばしたりするなんていうことは、通常あり得るのかどうか、今まであったことなのか、そういうことというのもどうなのですか。何かちょっとそこが疑問なのです。それを基に中止の判断に至ったというのならそれでいいのです。簡潔に、それでいいのです。ただ、ほかにも同じような事例で今までそういうふうにして、自分たちの解釈で質問期間延ばしながら入札ぎりぎりまで聞くな

んてということというのは、通常あり得る話なのですか。何か一般論からしたら、それはおかしくないですかというようなのが私の質問の趣旨なのですけれども。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 村松議員は、質問期間が5月6日から12日までだと。業者さんから指摘があったのは20日だと。質問というよりは、私どものほうに入っている情報としては、指摘ということで、言葉をごまかすとかなんかではなくて、この数字これでいいのですかと、質問といえば質問になるかもしれませんが、一種のやっぱり指摘事項だということで、それを担当課で精査したところ、明らかにやはりミスだと。それをそのまま入札に持っていけば、大きな金額の違いが出ますので、それではやっぱりいけないというようなことで、例えば質問だというふうに認定したとしても、このままやれば入札自体がおかしな状況になってしまうので、課内で検討して、設計を再度見直して、そして中止にしたというような経緯はたどっているところがございます。ただ、ほかの工事等において、そういう質問期間とかなんかについて、ではいつでもいいのかというようなことでご指摘ですけれども、そのような工事は私のところには届いてございません。やはり質問期間をちゃんと守った上で、適正に入札は行われているというふうに解釈してございます。

○議長（横山知世志君） 7番。

○7番（村松 尚君） それでしたら、今度指摘期間というのをつくってもらったらどうですか、指摘する期間も。業者さんから多分これはおかしくないですかという、全て多分質問だと思うのです。これ違いますよというのが指摘だと思うのですけれども、違いますよと。これ違いますかとお尋ねしているのは、もう全部質問だと思うのですけれども、そこら辺ちょっと副町長の認識的に私とちょっと違うのではないかなと思うのですけれども、今回の件は指摘なのですか。伺っている話では、指摘だ、指摘だというようなお話ですけれども、質問ではないですか、多分業者さんから。これは違うのですかという質問だったのではないですか。そこだけはっきりさせてください。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 私のほうに報告が上がってきているのは、単価の設定に関する指摘があったという形で報告が来てございます。ただ、村松議員おっしゃるとおり、これはこうではないのかという、かというクエスチョンマークがつけば質問なのだというふうな解釈をすれば、そのような形になるのかなというふうには思いますけれども、私直接その電話とかいう部分でなかったものですか、あくまでも担当職員から上がってきた部分においては、指摘という形で上がってきておりますので、質問ではなく指摘事項だということで先ほど答弁させていただきました。

○議長（横山知世志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ないようでしたので、これをもって質疑を終了したいと思います。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

14番、横山義博議員。

○14番（横山義博君） 私は、この議案第53号について反対の意見を述べます。

いろんなやり取りを聞いていますと、行政上ミスってはならない、いわゆる告示、公示等の手続がまともにできていない。入札云々も最初5社あったと、最終的には3社、その間の日付のずれでもって連絡行かなかったところもあったのではないかと、そういうふうに想定します。このようないわゆる事務上のミスというのは、本当に細心払っていかないと、行政としては本当に大変なことだと思えます。今回の提案については、それらの理由で反対をいたします。

○議長（横山知世志君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第53号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタン、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上をもちまして本定例会8月会議に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これで令和4年会津美里町議会定例会8月会議を散会いたします。

散 会 （午後 2時08分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長 横 山 知 世 志

議 員 大 竹 惣

議 員 渡 辺 葉 月